

福祉系大学経営者協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、福祉系大学経営者協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、新たな社会福祉の枠組みに対応できる質の高い福祉サービスを担う人材養成を目指した社会福祉教育を推進する福祉系大学の経営者が、大学間の連携・協力関係を築くことで各大学の健全な運営を推進し、もって我が国の社会福祉教育の充実・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ソーシャルワークの役割及び価値について社会の理解を促進する事業
- (2) 福祉専門職の社会的評価の向上に寄与する事業
- (3) 大学・高等学校における社会福祉教育推進に寄与する事業
- (4) 社会福祉・教育・労働政策を中心とした情報交換及び研修事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、第2条に定める目的に賛同する大学の理事長または学長とする。

2 会員は、本会の活動を円滑に推進するために必要と認める者を自大学の中から選任し、会員の権限を委譲することができる。

(入会)

第5条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の入会申し込み者が、第2条に定める目的に賛同し、第3条に定める事業の推進に協力でき、第4条に定める条件に適合すると認められるときは、理事会の承認を得て入会を認める。

(会費)

第6条 会員は会費を納めなくてはならない。

2 会費については、理事会の議決を経て別に定める。

(退会)

第7条 本会を退会しようとする者は、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすこ

とができる。

- (1) 法人が解散したとき
 - (2) 大学が廃校となったとき
 - (3) 社会福祉系学部が募集停止となったとき
 - (4) 会員が会費を2年以上滞納したとき
- (除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 本会の会則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 1名

(役員職務)

第10条 会長は本会を代表し、その事業を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 理事は理事会を組織し、総会で議決した業務を執行する。
- 4 理事は次の活動領域の責任者として、職務を行う。

- (1) 総務
- (2) 企画
- (3) 研究活動・教育向上
- (4) 就職・学生募集
- (5) 渉外活動
- (6) その他必要な活動

- 5 監事は、役員業務執行の状況及び本会の財産状況を監査する。

(役員選任)

第11条 会長は、原則理事の持ち回りにて担当するものとし、理事会において互選する。

- 2 副会長は、理事の中から理事会において互選する。
- 3 活動領域の責任者は、理事の中から選出し、理事会の議を経て会長が指名する。
- 4 理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

(役員任期)

第12条 役員の任期は2年とする。なお、再任を妨げない。ただし、会長の連続した再任は2度までとする。

2 任期途中の交代、増員等により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の任期の残任期間とする。

第4章 組 織

(総会)

第13条 会員校間の情報交換及び学習活動の推進と重要事項審議のために総会を置く。

2 総会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に関する重要事項
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選任
- (5) 会則の決定及び変更
- (6) その他理事会が必要と認める事項

3 総会は、会員校の過半数の出席をもって成立する。

4 総会の議長は、会長があたる。

(理事会)

第14条 本会の運営に必要な事項を審議するために理事会を置く。

2 理事会は、会長、副会長、活動領域の責任者及び監事で構成する。

3 理事会の審議事項は次のとおりとする。

- (1) 本会の運営に必要な基本的事項
- (2) 会員の入会及び退会ならびに除名に関する事項
- (3) 会費に関する事項
- (4) 地域ブロック会議の設置に関する事項
- (5) 委員会の設置に関する事項
- (6) 資産の管理方法に関する事項
- (7) 会則の変更に関する事項
- (8) その他本会の運営に必要な事項

4 理事会の議長は、会長があたる。

(委員会)

第15条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会の委員長は会長が指名する。

(地域ブロック会議)

第16条 各地域における事業の推進を図るために地域ブロック会議を置くことができる。

- 2 地域ブロック会議の設置単位は理事会で決定する。
- 3 地域ブロック責任者は、各地域ブロックに属する会員の中から若干名置くことができるものとし、理事会において選任する。
- 4 地域ブロック責任者は、各地域ブロック単位での事業の推進にあたるとともに、各地域ブロック内の意見及び情報の収集ととりまとめを行う。

(顧問)

第 17 条 本会に顧問を置くことができ、任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 顧問は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要業務について、会長の諮問に答えるとともに、理事会に出席して意見を述べるができる。

第 5 章 会計及び事業計画等

(会計)

第 18 条 本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第 19 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 20 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、当該事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。

- 2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は理事会の議決により行い、総会に報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 21 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書を作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第 6 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 22 条 この会則を変更するときは、理事の 3 分の 2 以上が出席した理事会において出席役員の 3 分の 2 以上の議決を経て変更することができる。

(解散)

第 23 条 本会は、総会の決議をもって解散することができる。

- 2 前項第 1 号の規定に基づき解散する場合は、総会の 3 分の 2 以上の議決を経なければならない。

第 7 章 補 則

(事務局)

第 24 条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置くものとし、会長が指名する。

(実施規則)

第 25 条 この会則の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 この会則は、平成 21 年 6 月 29 日より施行する。

2 第 12 条の規定にかかわらず、初代役員の任期は平成 23 年 3 月 31 日までとする。

3 この改正規定は、平成 23 年 6 月 27 日より施行する。

4 この改正規定は、令和 7 年 8 月 26 日より施行する。